



長野県報

8月11日(月)
平成20年
(2008年)
第1989号

目 次

規則

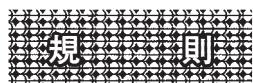
| | |
|----------------------------|---|
| 長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課） | 2 |
|----------------------------|---|

告示

| | |
|--|---|
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療を担当する結核指定医療機関の指定（健康づくり支援課） | 2 |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定辞退（健康づくり支援課） | 3 |
| 都市計画の変更及び都市計画図書の縦覧（都市計画課） | 3 |
| 建築基準法に基づく用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限（建築指導課） | 3 |

公 告

| | |
|--------------------------------------|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室） | 4 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室） | 4 |
| 総合評価一般競争入札に係る落札者の決定（2件）（総務事務課） | 4 |
| 長野県環境影響評価条例に基づく準備書についての公聴会の中止（自然保護課） | 4 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課） | 5 |
| 採石業務管理者試験（河川課） | 5 |
| 都市計画区域の変更（都市計画課） | 6 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課） | 28 |
| 土地改良事業の施行の同意（農地整備課） | 28 |



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年8月11日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第36号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第85条の4の次に次の1条を加える。

第85条の4の2 条例第68条第1項第2号に該当する自動車に対する同条第1項に規定する別に定める基準により減免することができる自動車税の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度とする。

(1) 当該自動車に対する自動車税の年額

(2) 当該自動車を総排気量が2リットルを超える2.5リットル以下の自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）とみなした場合に課すべき自動車税の年額

2 賦課期日後に条例第68条第1項第2号の減免に該当することとなつた場合における前項に規定する減免することができる自動車税の額は、前項各号に掲げる額に当該減免に該当することとなつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）のうちいずれか少ない額を限度とする。この場合において、当該月数は、暦に従つて計算する。

第85条の5第2号のウ中「この条及び第102条の10において」を削り、「住所」を「、住所」に改める。

第102条の9の2の次に次の1条を加える。

第102条の9の3 条例第118条の11第1項第2号に該当する自動車の取得に対する同条第1項に規定する別に定める基準により減免することができる自動車取得税の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 当該自動車の取得に対する自動車取得税の額

(2) 250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額を加算した額に前号の自動車取得税の税率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

第102条の10第2号のキを同号のケとし、同号のカを同号のクとし、同号のオを同号のキとし、同号のエを同号のカとし、同号のウを同号のオとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造に関する事項

エ 身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額及びその内訳

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（自動車税の減免に関する規定の適用）

2 この規則による改正後の長野県県税に関する規則（次項において「新規則」という。）第85条の4の2の規定は、平成21年度以

後の自動車税について適用する。

（自動車取得税の減免に関する規定の適用）

3 新規則第102条の9の3及び第102条の10の規定は、平成21年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

税務課



長野県告示第477号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成20年8月11日

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------------------------|-------------------------|-----------|
| 筒井薬局 | 下伊那郡高森町下市田 2857-14番地 | 20. 4. 1 |
| こまつ薬局 | 松本市渚1-7-38 | 20. 4. 7 |
| こばやし内科クリニック | 安曇野市豊科高家5441 -1 | 20. 4. 8 |
| とも泌尿器科クリニック | 千曲市磯部852 | 20. 4. 1 |
| 西町土屋薬局 | 伊那市伊那5138-20 | 20. 4. 21 |
| 西野薬局 | 上田市殿城232-3 | 20. 4. 1 |
| 諏訪スター薬局 | 諏訪市湖岸通り156-15 | 20. 4. 17 |
| 穂高ハートクリニック | 安曇野市穂高有明9394 -1 | 20. 5. 1 |
| はたクリニック | 松本市開智2-3-48 -6 | 20. 6. 1 |
| 永田眼科医院 | 松本市島立721-30 | 20. 6. 22 |
| 吉畠泌尿器科クリニック | 松本市筑摩1-19-9 | 20. 6. 12 |
| 長野赤十字病院附属上山田診療所 | 千曲市上山田温泉3丁 目34番地3 | 20. 4. 1 |
| 医療法人深聖会しのざき 内科呼吸器科クリニック | 松本市南松本2-13-12 | 20. 7. 1 |
| いちはし内科医院 | 飯田市上郷黒田382-11 | 20. 6. 19 |
| 千寿堂高嶋薬局 | 松本市梓川倭2237-1 | 20. 6. 9 |
| 小口内科医院 | 塩尻市大門868-217 | 20. 7. 2 |

健康づくり支援課